

附属機関の名称

燕市情報公開・個人情報保護制度審議会

設置の目的

燕市情報公開条例（平成 18 年燕市条例第 11 号）に基づく情報公開制度（以下「情報公開制度」という。）並びに個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び燕市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年燕市条例第 22 号）に基づく個人情報保護制度（以下「個人情報保護制度」という。）の公正かつ円滑な運営並びにこれらの改善について幅広く意見を求めるため。

所掌事務

- (1) 実施機関の諮問に応じ、情報公開制度に関する基本的事項又は重要事項を調査審議すること。
- (2) 燕市個人情報の保護に関する法律施行条例第 11 条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号)第 7 条第 4 項の規定による諮問に応じ、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。
- (4) 燕市議会の個人情報の保護に関する条例第 50 条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

委員構成

審議会は、委員 10 人以内で組織する。

任期

2 年（令和 6 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで）

委員名簿(8名)

令和 6 年 6 月 1 日現在

委員	今本 啓介	新潟大学法学部教授
委員	廣田 貴子	弁護士
委員	山田 浩之	連合県央地域協議会事務局長
委員	阿部 文夫	燕市社会福祉協議会副会長
委員	石村 寿一	人権擁護委員
委員	清野 昌祐	燕市自治会協議会監事
委員	山口 博幸	公募委員
委員	細田 隆史	公募委員

（順不同、敬称略）